# 令和元年度税制改正
## ふるさと納税制度の見直しなど

地方税法の一部改正等に伴い、「江東区特別区税条例」等の一部を改正いたしました。

**主な改正内容**

○ふるさと納税制度の見直しに伴い、特例控除を受けられる対象を総務省が指定した地方団体に限定する。

○消費税率10％が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の適用期間を13年間に延長する。

○児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする（令和3年度分より）。

○令和元年10月1日～令和2年9月30日までに自家用乗用車を取得した場合、軽自動車税環境性能割の税率を1％軽減する。

○軽自動車税グリーン化特例（軽課）の適用期限を2年間延長（令和3年度分まで）。また、令和4年度分および令和5年度分について、適用対象を電気自動車等に限定する。

**ふるさと納税募集中**

江東区は、総務省の指定団体として認められました。区への寄附は、手続きを行うことにより引き続き特例控除を受けることができます。

今年度も次の3つの活用事業への募集を行っています。

**【寄附金活用事業】**

○無料学習支援教室のために
経済的事情により塾に通えないこどもたちに対して、無料学習支援教室を開催しています。

○がんになっても〝生きがい〟を持つために
「夜間相談事業」に充て、少しでもほっとした時間を過ごしてもらえるために活用します。

○障害者スポーツの振興のために
「障害者スポーツフェスタこうとう」の開催経費に活用します。

前記事業以外の目的で寄附をすることも可能です。区の施策へご賛同いただける皆さんからの寄附をお待ちしております。手続きの詳細は区ホームページをご覧ください。

**問【税制改正・寄附金の手続きに関すること】**
課税課税務係
☎（3647）8093
FAX（3647）4822

**【寄附金の使途に関すること】**
財政課予算担当
☎（3647）1760
FAX（3647）9345

# 江東花火大会
## 観覧時のお願い

**[注意事項]**

○ごみの持ち帰りにご協力ください○大会開始直前や花火打ち上げ中は大変混雑します。ご迷惑をお掛けしますが、ご了承ください○高潮堤防地震対策工事のため、使用できない階段および通路、段差がある場所などがあります。また、花火大会終了後、会場から退場する一部の出口は、混雑緩和と安全確保のため、一時的に封鎖をする場合があります。入退場される際は必ず係員の誘導に従ってください。

**[禁止事項]**

○前日までの場所取りおよび石やペグ、杭、スプレー等を使用しての河川敷を傷つける行為、花火大会運営上の妨げとなるような場所取り（実行委員会で撤去する場合がありますので、あらかじめご了承ください）○小型無人飛行機（ドローン等）を飛行させる行為○露店の出店、物品の販売や配布等の営業行為

問 地域振興課区民交流担当☎3647-4963、FAX3647-8441

# プレミアム付商品券
## 「KOTOお買い物応援券」申請書送付

消費税率の引上げが住民税非課税者・子育て世帯（0～2歳児）の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、区内加盟店で利用できるプレミアム付の商品券を発行します。詳細は、区ホームページまたは内閣府ホームページ（HP https://www.02premium.go.jp/）、申請書等に同封するチラシをご確認ください。

**人 下表のとおり**

**【購入方法】**購入引換券と身分証明書等をもって、区内の販売窓口で購入してください。販売場所等詳細は購入引換券に同封されるチラシをご確認ください。

※購入引換券の再発行はできませんので、ご注意ください。

**プレミアム付商品券概要**

**【商品券名】**KOTOお買い物応援券**【販売価格】**1セット4、000円（500円券×10枚）※

| 対象 | 対象要件 | 送付物 | 送付時期 | 申請期限 |
|---|---|---|---|---|
| 非課税 | 平成31年度住民税非課税者（住民税課税者と生計を同一する配偶者・扶養親族、生活保護受給者等を除く） | 申請書※1 | 7月下旬（1/1現在、住民登録のある自治体から申請書等が送付されます） | 11/30（土）消印有効 |
| 子育て世帯 | 平成28年4/2～令和元年9/30生まれの子がいる世帯 | 購入引換券 | 9月上旬以降 | 子育て世帯は申請の必要はありません |

※1 購入を希望する場合は申請書の返信が必要です。申請書を審査したうえで、9月上旬以降購入引換券をお送りします。

**【販売期間】**9月25日（水）～令和2年1月31日（金）**【使用期間】**10月1日（火）～令和2年2月29日（土）

**商品券販売を装った振り込め詐欺等にご注意を！**

区職員がATM（現金自動預払機）の操作をお願いしたり、自宅へ販売に伺ったりすることはありません。区職員等を名乗って、自宅への訪問や不審な電話がかかってきた場合は迷わず最寄りの警察署、または警察相談電話（#9110）にご連絡ください。

**相談窓口を設置**

区役所8階エレベーターホールに相談窓口を開設します。申請書の記入方法等の相談を受け付けます。

※申請書の受け取りはできません。

※開設当初2週間程度は混雑が予想されます。

※なるべく公共交通機関のご利用をお願いします。

**【開設期間】**7月31日（水）～8月30日（金）※月～金曜（祝日を除く）の午前9時～午後5時

**問** プレミアム付商品券江東区専用コールセンター
☎0120（560）868
FAX0120（010）519
※月～金曜（祝日を除く）の午前9時～午後5時

# ひとり親家庭等医療証（親医療証）をお持ちの方（住民税課税世帯）へ
## 8月から自己負担上限額が変更

ひとり親家庭等医療費助成（以下親）は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令に準拠して自己負担上限額を設定しております。このため、同法施行令の改正に伴い、親の自己負担上限額が下表のとおりに変わります。

※医療証の更新はありません。現在お持ちの医療証は有効期間満了までそのままお使いいただけます。

| | 負担割合 | 自己負担上限額 | |
|---|---|---|---|
| | | 7月診療分まで | 8月診療分以降 |
| 住民税課税世帯 | 通院1割 | 14,000円/月 | 18,000円/月 |
| | | 一人あたりの年間上限（※1）は144,000円 | |
| | 入院等1割 | 57,600円/月（多数回（※2）は44,400円/月）（変更なし） | |
| 住民税非課税世帯 | | 自己負担なし（変更なし） | |

※1 年間上限の期間は毎年8/1から翌年7/31まで
※2 個人の外来と入院の自己負担額の合算額または世帯全体の自己負担額の合算額が57,600円となった月数が、当該療養のあった月以前の12か月以内で3回以上あった場合、4回目以降は「多数回」に該当

**問** こども家庭支援課給付係
☎（3647）4754
FAX（3647）9196

# 不発弾処理作業のため交通規制等にご協力を　7/28（日）

6/14に有明一丁目で発見された不発弾の処理作業を実施します。これに伴い、交通規制等を実施しますので、ご協力をお願いします。

**[規制実施日時]**7/28（日）8:30～（※）13:00ごろ（※13:00を過ぎても処理作業終了まで規制は継続します）。予備日：7/31（水）同時刻

**[交通規制範囲]**下図のとおり **[規制時間中の注意点]**○警戒区域内には立ち入ることができません○都営バス（海01）・（波01出入）・（陽12-3）の一部が迂回ルートになります（区内の停留所に変更はありません）○ドローンなどが警戒区域上空を飛行している場合、作業中止など、重大な影響を及ぼしますので、飛行自粛にご協力願います **[その他]**処理作業の終了は、区ホームページ、こうとう安全安心メール、防災関連情報ツイッター等を通じてお知らせします。

問 危機管理課危機管理係☎3647-9382、FAX3647-9651